○農林水産省令第七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年二月十日

農林水産大臣　野村　哲郎

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後			
別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）			
動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
ナイカルバジンを有効成分とする飼料添加剤	（略）	（略）	（略）
ナナフロシンを有効成分とする外皮塗布剤	牛	１日量として100平方cm当たり0.1mg（力価）以下の量を外皮（搾乳牛の乳房を除く。）に塗布すること。	二
（略）	（略）	（略）	（略）
注　１～20　（略）			

改正前			
別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）			
動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
ナイカルバジンを有効成分とする飼料添加剤	（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）
注　１～20　（略）			

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までに販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列するナナフロシンを有効成分とする外皮塗布剤に係る動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百七十一条第八号の規定の適用については、なお従前の例によることができる。